

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第2区分

【発行日】平成19年2月15日(2007.2.15)

【公開番号】特開2004-101780(P2004-101780A)

【公開日】平成16年4月2日(2004.4.2)

【年通号数】公開・登録公報2004-013

【出願番号】特願2002-262280(P2002-262280)

【国際特許分類】

G 09 B 29/00 (2006.01)

G 06 T 11/60 (2006.01)

【F I】

G 09 B 29/00 A

G 06 T 11/60 3 0 0

【手続補正書】

【提出日】平成18年12月25日(2006.12.25)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 2

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 0 2】

【従来の技術】

従来、地理情報システムが扱うデジタル化データの元となる地形図、施設図は、利用目的の違いや作成当時の作成者の違い、作成時期の違いなどにより、多種多様のサイズや縮尺度や形状を持つ。従ってそれをイメージスキャナで読みとりデジタル化した従来例には、特許文献1がある。

【特許文献1】特開平1-214976号

これは、デジタル地図を小分割(メッシュ化)して、地図全体を扱うのではなく、メッシュ単体に扱うことで、地図の拡大等の便宜をはかったものである。

然るに、このようなメッシュ化した地図であっても、それを重ね合せを行って表示するときには、位置が一致せず、ずれが生ずる。元の地図によっては部分的なずれもあれば全体的なずれ、或いは局部的に異なるばらばらなずれ等がある。その位置ずれを補正するには、目視により個々の不一致点を抽出し、基準となるいづれかに合わせることが必要である。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 4

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 0 4】

【発明が解決しようとする課題】

従来技術において縮尺等の異なる地形図は、その要求される位置精度も異なるため、重ね合せた場合、位置誤差があり、重なることはほとんど期待できない。また、位置ずれの規則性がないため、修正は手作業となり、特別な利用が要求されないときは、位置補正是行われない場合が多い。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 1 4

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0014】

図3はファイル装置の図面構成と図形座標との関係を示す説明図である。施設図面の場合、図3(a)に示すように、メッシュで区分化された複数の図面から構成され、各図面に関する図形データをそれぞれ複数の図面データファイル#1～#nに分割して図面ファイル110に格納する。また、図形データは、図3(b)に示すように、直交座標系を基準とした位置データにしたがって生成され、各図形の大きさは図面サイズに応じてそのX軸、Y軸方向における長さX、Yによって決定される。